
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

第49号（2016年3月13日）

アーカイブス設立準備進め、次回総会での解散を確認、総仕上げの1年へ
6月に公開シンポジウムを開催予定

目次

- 2 2015年度総会報告
- 3-11 公開シンポジウム報告
 - 3-6 弁護団基調報告
 - 6-9 瀬畑源さん報告
 - 9-10 李洋秀さん報告
 - 10-11 吉澤文寿さん報告
- 12 6月公開シンポジウム案内



2015年度総会の報告

事務局長 山本直好

2015年12月23日、午前10時半より、東京しごとセンターセミナー室におきまして、当会の2015年度総会を開催いたしました。2015年度は裁判こそありませんでしたが、外務省、財務省の不開示文書についての異議申し立て、情報公開審査会への意見書提出に大きな力をさきました。同時に戦後70年、日韓国交正常化50年ということで、「日韓つながり直しキャンペーン」の取り組みにも参加し、当会としては様々な課題に関わる機会も多かった一年でした。

アーカイブス設立に向けた準備委員会も開催し、財政面も含め2～3年の準備期間において設立できる見通しもたったことから、次回総会をもって当会を解散することを確認しました。本総会時点では、12月28日の慰安婦問題日韓「合意」は予想すらしていませんでしたが、参加された会員からは、こうした戦後補償課題にたいしても当会の立場から積極的に発言・行動すべきだとの意見も出されました。

この1年の最大の目標は、アーカイブス設立まで当会ホームページを維持するための基金を最低10万円積み立てるということです。この点について、会員数が減少している中で、会費更新をベースに予算を立てるのは非現実的だとの指摘があり、会員更新による収益として20万円の予算を組んでいたところ、これを実態に合わせて10万円とし、カンパや事業による収益を5万円としていたところを15万円と増額すること、6月ごろにシンポジウムを開催し、広く資金協力を呼びかけることを決定しました。

また、私たちが積み上げてきた情報公開運動を他の運動にも伝え広げていくための手引を作成すべきとの意見もありました。そうした手引も含めた当会の活動の成果に手軽にアクセスできるポータルサイトの設立にぜひ反映させていきたいと思えます。

公開シンポジウム「日韓条約発効から50年 日韓会談文書公開運動10年の軌跡を振り返る」(2015年12月23日)

「日韓会談文書公開運動の10年を振り返る」

東澤靖弁護士

戦後補償の問題は数多く日本の裁判所でも扱われてきたが、一部の例外を除いては負けてきた。私は裁判の中で、その背景にある大きな国民的合意、つまり、過去に済んだことを蒸し返させないという大きな圧力を感じてきた。日韓だけではなく、他の国とも結んだ協定を無しにするような判決は絶対に出さないと言う裁判所の意思を感じてきた。



国を相手にする訴訟というのは、なかなか勝てない訴訟だ。しかし、この情報公開という問題だけは、裁判所の見方が若干違った。やはり情報公開をするかどうかは民主主義の根本に関わるという思いも裁判所にあったからだと思う。情報公開法が全国的に法律として施行されたのは2001年だが、この裁判が起こるまでにそれほど時間があつたわけではない。ここにもう一つの活路があるのではないかと思ったのも事実だ。

ただし、情報公開訴訟をやるに際しては、克服しなければならない大きな問題がある。外交情報、治安情報は法律の文言上特別な扱いになっていた。それをどう解釈するのかということ、情報公開法が施行されてそれほど経っていないということで、解釈が確定し

ていなかった。悪くすれば、外交交渉は国と国でいろいろ隠してやらなければならないこともたくさんあるから、国側に大幅な裁量がある、それについては裁判所は口を出さない、という方向に流れる可能性もあった。その点をどういう風な形で克服していったらいいのかということも大きな課題だった。

当初の弁護団は戦後補償に関わってきた弁護士たち、情報公開を専門としてきた弁護士たちで構成することにし、二つの問題を同時に二つの力で取り組んでいくという体制を作った。情報公開という枠組みでやっていくときに、戦後補償問題をどこまで持ち出すのか、ということについてはいろんな議論が戦わされた。しかし、この訴訟を支えたのは、これまで戦後補償に関わってきた人たちが、さらに新たな一步を踏み出すために、この訴訟を追及しているんだという思いだ。

第1次訴訟には、情報公開をめぐる裁判所の考えのいい面がでた。外務省が決定を2年間しないとうことは違法だという判決を裁判所がさっと出してくれた。しかし、悪い側面が出たのは第2次訴訟だ。裁判所は、外務省が判断したのであれば、裁判所はそれ以上口を出さないという判決を貫いた。その中には、戦後補償に一貫した流れ、つまり、過去の歴史をほじくりかえさせないという思いがあったのかもしれない。

第3次訴訟は6万ページの膨大な文書をめぐる争いだったが、幸いなことに、裁判の終盤になって政権交代がなされて、過去の歴史をもう一度見直すことも大事だという情勢になってきた。第3次訴訟は7割の文書の開示を命じる1審判決が出て、そのあと、当時の民主党政権の指示もあって、外務省は次々と文書を開示することになった。控訴審で残された文書はあまりないという状況だった。

開示された文書をどう日本国内の議論につなげていくことができたのか、特に歴史認識や戦後補償を見直す議論につなげていくことができたのか、というところはまだまだ不十分だったと思う。韓国で2005年に全面開示がなされたときには、官民共同委員会ができて、開示された文書を前提に日韓協定の問題をどう考えるのかということが、当時の盧

武鉉政権の下で指示されて一定の方向性が出た。そういうところに、残念ながらつながらなかったということが、残された課題だ。

それぞれの国、民族がそれぞれの物語を正当化するために歴史を使ってしまう。果たして歴史に対する我々の向かい方はどうあるべきか。最低限忘れてはならないのは、客観的に残された事実に基づいて、探究されていくべきだということだ。単なる思い込みや自分たちの政治的な利害のために使われてはならないということだと思う。そうした意味において、日韓会談文書の公開はその第一歩を作ることができたと考えれば、これは、非常に大きな成果だったのではないか。

張界満弁護士

日弁連は1994年に明石書店から「日本の戦後補償」という本を出しているが、その後は、日弁連としては戦後補償の取り組みについてしっかりやってきたというわけではなかった。しかし、戦後補償裁判も負け続けて先行きが見えないという中で、転機となったのは、2005年に韓国での韓日会談の外交文書の全面公開を韓国の弁護士が勝ち取ったことだ。その一方で、日本での日韓会談文書の全面公開の訴訟の中で、一審で画期的な勝訴判決が2007年の年末に出て、日本でも日韓会談文書がかなり公開されるのではないかと言う期待が高まった。



日弁連としては、2010年に、日韓併合100周年ということで、戦後補償問題の解決に向けて、日弁連と大韓弁協と共同して解決に向けた委員会を作ろうということになった。その成果として、その年の12月11日に大きなシンポジウムを開いて、共同宣言を出した。日韓の弁護士会が共同で宣言を出すのは画期的なことだ。植民地支配、強制連行

の被害者の被害回復、そのために研究や交流を通じて解決していくということ、植民地支配下での韓国人に対する人権侵害の被害の権利救済を妨げている日韓協定を結ぶ前提となった資料を完全に公開して歴史認識を共有すること、実現可能な解決策を策定すること、韓国政府と同様に日本政府も外交文書を開示すべきだということ、という内容を盛り込んだ宣言だった。

韓国では2011年に憲法裁判所で在韓被爆者と慰安婦の問題に対しての画期的な判決が出て、2012年は強制連行問題で韓国の大法院で判決が出た。宣言を出した直後はあと5年か6年くらいで日韓の戦後補償問題は日弁連と大韓弁協が共同して解決するという機運がすごく高まっていた。ところが、2012月8月に李明博大統領が独島（竹島）に上陸する等で、急速に日韓の関係が冷え込んでいった。現状では「未来を」といっても、難しい状況になっている。考えてみれば、戦後70年でも解決できなかったのだから、そう簡単に解決できる問題ではない。一つ一つ解決に向けて歩んでいかないといけない。「歴史認識と和解」については、日韓の両国民が歴史の真実を理解することが大切で、加害と被害の事実と誠実に向き合うことができれば、戦後問題は解決できると信じて、これからも日韓の弁護士が協力して戦後補償問題の解決に臨んでいく所存だ。

歴史資料公開と情報公開制度 この10年間の動き

瀬畑源（せばた はじめ 長野県立短期大学助教）

情報公開法の何が画期的だったかということ、行政が持っている情報に対する請求権が誰に対してでも認められたということだ。それまでの、行政文書に対するアクセスというの

は、行政の側の裁量で見せるか見せないかが決まっていた。情報公開法ができたことによって、請求が出されたら、必ずそれにこたえなければならないという形に大きく変化した。

情報公開を利用して、いろいろな人がいろいろな請求をしてみると、非常にずさんであったということが次々に明るみになった。一番有名なのが消えた年金問題だ。

その中で、情報公開の前提となる、ちゃんと公文書を作るとか、ちゃんと公文書を管理するとか、それを最終的に捨てるか、永久に

残すか、それをきちんと法律に定めようという動きが起きてきて、2011年に公文書管理法ができた。公文書管理法は公文書のライフサイクルを定めたものといわれる。これによって、歴史の資料を持っている国立公文書館とか外務省の外交史料館、宮内公文書館とかの公開ルールが統一化された。資料はかなり見やすくなった。

情報公開法ができて、これを利用した外交文書の公開運動が起きた。日韓会談文書公開運動もその一つだが、マスコミにより取り上げられたのは沖縄返還密約訴訟だ。これらが、民主党の政権交代もあって、外交文書公開につながっていく。現民主党代表の岡田さんが外務大臣のときに、沖縄密約問題などをきちんと調べる有識者委員会を作って、そこが外務省は外交資料をちゃんと公開しなければいけないという答申を出す。そのことがあって、外交文書が大量に外交史料館に移されるということが、2010年からものすごい勢いで進んでいる。しかも外交史料館は移されると時の経過を考慮して公開範囲が広がる。

2001年以降、情報公開の流れはほぼ定着してきた。公文書管理法ができたことによって、こういう文書は作らなければいけない、無断で破棄してはいけないということが書かれているので、それ自体を問題化できる。たとえば、原子力災害対策本部の議事録未作成問題が公文書管理法に違反するのではないかと問題になった。それから集団的自衛権が



閣議決定された際の内閣法制局が何も文書を作っていなかった。それ自体が問題だといえる状態になった。

情報公開しようとか、公文書をきちんと作って将来的に残そうという動きが出てくれば出てくるほど、当然、その反動が来る。これがまさに特定秘密保護法だった。国民に対して見せられないものをきちんと作らないといけないというインセンティブが向こう側に働くということだ。特に防衛、公安関係の公文書へのアクセス権を侵害する動きがすごく目立つ。また、情報公開法そのものが、壁になっているところもある。情報公開法第5条で、国の安全に関する情報等の非公開にできる情報は国の裁量の範囲がかなり大きい。実は情報公開法ができるときにも、行政の裁量権の範囲が広すぎて、これは合法的に隠すことができるのではないかという議論があった。民主党政権時に国の安全に関する部分等をゆるめにしようと情報公開法の改正案まで作ったが、警察と防衛庁、外務省、公安調査庁などがすごい反発をした。このため、国の安全、公安関係等はほとんど変えることができなかった。

情報公開の壁として、インカメラ審理が無いという問題がある。インカメラ審理は、裁判官が現物を見て、それを判決に使うことができる制度だ。向こう側がこう判断した、文句あるかとなったときに、こういうわけで公開しなければならないということをこちらが証明しなければならないという不思議な訴訟になる。向こうだけが情報を持っていて、こちらは推測するしかない。インカメラのようなことができるのは、個人情報保護審査会だが、最初のころは弁護士とかも入って画期的な判断が出ることも多かったが、時間がたつと検察OBの天下り先になっていって、かなり行政寄りの判断しか出さなくなっているのが現状だ。

よりよい情報公開制度にどう変えていくのか。みなさんの運動も戦後補償問題との関わりはあるが、それだけで総括をしてほしくない。日本の情報公開制度自体が非常に問題を抱えていて、ここまで皆さんががんばって訴訟をしなければならなくなったというところ

につながっているはずだ。皆さんの体験を情報公開制度の改善にどう生かしていくかという提言みたいなものをしてほしい。情報公開訴訟をこれだけ長期に戦った団体はそれほど多くない。ここまでやらずにあきらめてしまうことがほとんどだ。

戦後補償を解決するためには、文書をちゃんと開示をして、ほんとに起きていることはなんであったのかということ踏まえて議論しないとイケない。文書を公開して、それに基づいて議論するということは、日本ではものすごく遅れている。

在日韓国人の法的地位の変遷

当会事務局次長 李洋秀(イー・ヤンス)

在日の法的地位というのは、1965年の日韓協定を象徴するようなものだが、私のように「協定永住権」を認めず申請しなかった人にも1982年に「特例永住」制度ができたし、1991年の「特別永住」制度の発足により一本化され、既に「協定永住」という制度も言葉も姿を消して久しい。



しかし日本政府や役人の発言、戦後補償に対する一連の日本の裁判所の判決等では、「日韓間の問題は完全かつ最終的に解決済み」という、真っ赤な嘘がまかり通っている。会談も追いこみ段階の1965年3月26日、藤崎条約局長は「日本政府として、例えモーラーにせよ、百年先の日本政府をしぼるようなことはいえず、せいぜい30年先、40年先位まで」として、「日本側で相当時間をかけて協議の上、25年に有効期間を限定した案

を韓国側に提示し、問題解決を1990年まで先送りにしたと、外務省開示の文書1128「日韓国交正常化の記録 総説XII」の170頁に記されている。

「30年先、40年先までで、百年先まで縛らない」と「完全かつ最終的」との差は天地ほど遠い。「法的地位協定」は「永遠」どころか、たった25年で消滅してしまった。

「基本条約」や「文化財協定」のどこにも、「完全かつ最終的に解決」などの文言はない。「請求権協定第二条の1」にある「完全かつ最終的に解決」は外交保護権の放棄だけで個人請求権にまで及ばないことは、日韓の判決や国会答弁で明らかになった。

最近、外交史料館で開示された1965年10月の法務省の資料によると、「永住権取得者」に対して、「国民年金」も実施できないし、「公営住宅、地方住宅供給公社の住宅、日本住宅公団住宅への入居もできず、住宅金融公庫法に基づく融資もできない」とある。失望した在日の多くは申請しなかった。

つまり1965年の日韓協定では、何も解決できなかったのである。解決していれば独島(竹島)問題もなければ、軍慰安婦に対する外相間合意も必要ない筈だ。ただ国交が結ばれただけである。それでも年間500万人が行き来する時代が到来したことだけは、高く評価したい。

日韓諸条約をめぐる市民運動の10年 2005－2015

当会共同代表 吉澤文寿

2015年までに出版された日韓関係をめぐる諸成果で、日韓関係をめぐる重要な動きへの市民運動の関与が正確に評価されていない。そこで、この10年間、日韓諸条約をめぐる動向について、市民運動の役割を改めて考察した。

2002年10月に強制動員被害者が外交通商部長官を被告として日韓会談文書の開示を求め、ソウル行政法院に提訴した。その結果2004年2月に同院は外交通商部に文書開示を命じる判決を下した。これが契機となり、韓国政府は2005年1月に5件の文書を開示し、同年8月に全面開示した。

2000年4月以降、国会に戦時強制動員問題を解決する法律案がほぼ毎年提案された。韓国併合から100年にあたる2010年には日韓市民が植民地支配問題の解決を求めた。菅直人談話およびそれに基づく朝鮮王室儀軌などの韓国への引き渡しはこのような背景があって初めて実現した。



「実質的な賠償を日本に要求しない」とする韓国外交通商部の姿勢に対し、「慰安婦」被害者らは2006年7月、外交通商部を相手に憲法裁判所に訴願した。2008年10月には韓国原爆被害者協会が原爆被害者2745人の名で憲法裁判所に訴願した。この結果、2011年8月に韓国憲法裁判所は日韓請求権協定第3条に定めた手続きに従って日本と交渉しない韓国政府の「不作為」を違憲としたのであった。2012年5月の大法院判決もまた、旧三菱重工および旧日本製鉄強制動員被害者らの裁判闘争によって勝ち取った判決であった。

「求める会」による日韓会談関連外交文書の開示を求める活動はこのような市民運動の一環として取り組まれてきた。開示決定の遅延が「不作為の違法」とする2007年判決、そして「30年ルール」を確認させた2012年判決という、「求める会」が勝ち取った二つの勝訴判決は公文書が市民の財産であるという民主主義の根本を確認するものであるとともに、日韓の市民社会を軸に「2度と戦争を起こさない」という認識を共有しつつ、植民地主義の克服という人類史的課題に向けて、さらなる前進のための礎となることを願う。

公開シンポジウム

日韓条約と『日韓合意』をつなぐもの

—真の解決とは何か—

【日時】2016年6月26日（日） 午後1時半～午後4時半（1時開場）

【会場】未定

※詳細は4月24日の役員会後に当会ホームページに掲載予定です。

「植民地歴史博物館」建設へのご協力・ご支援をお願いします！

前号のニュースに掲載した、振込口座番号が誤っていました。お詫びの上、訂正いたします。正しい振込先は下記のとおりです。ご協力をお願いします。

口座名義：植民地歴史館つなぐ会 口座番号：00130-0-634639

建設賛同金 1口1000円（何口でも可）

特別賛同金 1口10000円（フリーパス券贈呈）

つなぐ会年会費 1000円

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

（事務局）

160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J & K法律事務所気付 TEL：090-9204-7607 FAX：03-5241-9906

E-mail：nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>